

令和7年度 第3回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 令和8年3月13日(金)

午後1時28分～午後2時00分

場所 市役所本庁舎第3委員会室

令和7年度 第3回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 特定健診・特定保健指導の実施状況について
 - (2) 令和8年度焼津市国民健康保険事業計画について
 - (3) その他
- 3 閉会

出席委員

被保険者代表

池谷均、齊藤恵美、田中徳秀、服部敬子

保険医又は保険薬剤師代表

山下えり子、神戸良夫、亀山八郎

公益代表

村松文次、吉田敬、鈴木みき子

被用者保険等代表

海野陽之

事務局出席者

川村国保年金課長、秋山給付担当係長、仁科保険担当係長

八木健康づくり課長、桐竹成人保健担当主幹、法月成人保健担当主査

前川納税促進課長

内容

川村課長 定刻前ですが、ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の川村と申します。よろしく申し上げます。

また、本日は健康福祉部長が公務と重なり欠席となりますので、ご了承くださいたいと思います。

川村課長 それでは、ただいまから、令和7年度第3回焼津市国民健康保険運営協議会を開催します。ここで、本日の出席者数を事務局より報告します。

事務局 本日の出席者は、被保険者代表4名、保険医又は保険薬剤師代表3名、公益代表3名、被用者保険等代表1名、以上合計11名ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定により、委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。従いまして、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

川村課長 それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、ここからの進行を村松会長に申し上げます。

議長 皆さんこんにちは。これ以降の進行をさせていただきます。皆様、年度末で大変お忙しい中ご参加いただいておりますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂ければと思っております。それでは、改めまして、これより会議の進行をさせていただきます。

議長 まず、本日の署名人を指名させていただきます。会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。会議録署名人は、服部敬子委員、鈴木みき子委員にお願いしたいと思います。それでは、これより議事に移ります。

まず、報告事項(1)「特定健診・特定健康指導の実施状況について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 ((1)「特定健診・特定健康指導の実施状況について」資料1-1、1-2、1-3の説明)

議長 それでは、ただいま事務局より説明がありました点について、皆様からご質問等ございますか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、次に移ります。

議長 (2) 「令和8年度焼津市国民健康保険事業計画について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 ((2) 「令和8年度焼津市国民健康保険事業計画について」資料2の説明)

議長 それでは、ただいま事務局より説明がありました点について、皆様からご質問等ございますか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、次に移ります。

議長 (3) 「その他」としまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 ((3) 「その他」について説明)

議長 それでは、ただいま事務局より説明がありました点について、皆様からご質問等ございますか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、本日全ての議事が終了しましたが、改めまして、全体を通じて何かご質問等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

田中委員 はい

田中委員 被保険者代表の田中です。
質問したいのですが、事業計画(資料2)の4の(4)、5の③についてですが、私も個人事業主として、国保の方の申告の際には、国民健康保険と国民年金の金額ですが、毎年その時期しか見ないのですが、この(4)保険税収納率向上という意味は、払っていない人がいるということでしょうか。もし、払っていない人がいるならば、それがどれくらいの率いるのか。それから、5③の不現住被保険者とは、住所があって住んでいないという意味なのか、その辺りがわからないのでお願いします。

- 議長 それでは事務局、お願いします。
- 前川課長 まず、未納者についてですが、人数的には決算時における令和6年度課税分の滞納者は1,861人います。収納率ですが、令和6年度決算では、95.35%となっています。
- 前川課長 以上です。
- 仁科係長 続きまして、不現住被保険者認定の件について、説明させていただきます。不現住被保険者認定とは、住所地が焼津市内にあって、国民健康保険に加入されている方ですが、資格確認書などを送付したところ、返戻されてしまったケースがあり、実際住所を置いたまま、行方不明になっている被保険者のことを言います。
- 仁科係長 不現住被保険者については、条件があり、3年以上、納税通知書や資格確認書、市民税申告書、督促状などが届かないといった方をリストアップして不現住被保険者の調査対象とします。
- 仁科係長 その調査をして、実際住んでいないことが明らかであると、市民課を通じて住所の職権消除依頼をし、住所と国保資格を連動させ、資格の適正化を図ることを毎年行っています。
- 仁科係長 対象者としては、概ね1年間に1人か2人で推移しています。
- 仁科係長 以上です。
- 村松会長 田中委員よろしいでしょうか。
- 田中委員 はい
- 村松会長 その他にございますか。
- 海野委員 はい
- 海野委員 海野と申します。
これは、意見というか要望になります。事業計画についてですが、現状の具体的な数値等を踏まえて今後どうするのかといった点がわかると思います。結果はおそらく今後いただけるとは思いますが、この計画を立てるにあたって、現状こうだからこの事業を展開するみたいな資料であると意見が言いやすいと思います。
あともう一つは、その他で説明がありました、県下の保険料水準の統一

- 海野委員 ですが、これについては、ご加入者の方が急激な保険料負担にならないように着地点まで導いていただきたいと思います。
- 村松会長 それでは、事務局お願いします。
- 仁科係長 周知広報等については、市の方で検討している内容について、説明できる範囲で説明させていただきます。
- 仁科係長 現状であります、子ども・子育て支援金関係は、来年度から始まりますので、市で検討している方法として、まずはホームページの改修、広報やいづへの掲載、また、毎年7月上旬に発行する「国保だより」を新聞折り込みにする、この3点で市民の方が混乱しないように、かつ、ご納得いただけるように、周知する予定です。
- 仁科係長 具体的には、ホームページの改修については、4月上旬を目途に準備する予定です。次に広報やいづについては、納税通知書を送付する前に記事を掲載する予定です。
- 仁科係長 また、保険料水準の統一に向けた令和12年度までの計画については、まだ検討の段階には入っておりませんが、その都度、周知をしていく予定です。以上です。
- 村松会長 よろしいでしょうか。
- 海野委員 はい。
- 村松会長 それでは、私の方からよろしいでしょうか。
- 村松会長 報告事項（1）特定健診・特定保健指導の実施状況の報告をいただきまして、焼津市は県内でも特定健診受診率は高くありません。ただ、特定保健指導実施率は比較的上位にいますので、是非、この運営協議会の中で受診率を上げるための手立ての一つを考えてみてはどうでしょうか。私は、色々な事業に参加させていただく機会がある中で、スマートシティ推進協議会で委員をやっております。既に焼津市においては、市民に対する情報発信、啓発ということで、LINE登録については、非常にたくさんの方が登録されており、そこから情報を取り寄せている部分があります。先ほど、ホームページ等の改修とありましたが、今後はスマートシティの中で市民に向けた色々な情報を発信していき、健康についても発信していくように検討していただくと、皆さんに色々な形でアプローチができると感じました。以上です。

村松会長

他に皆さんからのご発言がないようでしたら、これをもちまして、本日の議題は全て終了しました。

村松会長

これをもちまして、令和7年度第3回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

<閉会>